

第9期かかみがはら高齢者総合プランの骨子（案）

1 第9期計画の基本理念（案）

これまで整備・推進されてきた「地域包括ケアシステム」を基本とする厚生労働省の考え方に大きな変化はないこと等を踏まえ、現行の基本理念を継承します。

高齢者にやさしいまち かかみがはら ～ 住み慣れた地域で安心できる暮らし ～

福祉分野の上位計画である「第4期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「みんなでつくる『やさしさ』あふれるまち かかみがはら」を基本理念として、地域共生社会の実現を図っています。

第9期かかみがはら高齢者総合プランにおいても、高齢者福祉の視点から地域共生社会の実現を図ります。

2 重点テーマ（案）

（1）健康づくり・フレイル予防のための取り組み

内閣府「令和5年版高齢社会白書」によれば、令和3年における日本人の平均寿命は男性81.47歳、女性87.57歳となっています。今後も平均寿命の延伸は続くと考えられており、令和52（2070）年には男性85.89歳、女性91.94歳と予測され、本格的な人生100年時代の到来を予感させます。

心身ともに健康であることは、自分らしい充実した生活を送る上での基礎となるものです。本市では、農作業を通じた健康づくりとして「はたけサロン事業」や、運動、口腔、栄養、認知機能の維持・向上を目的とした「フレイル予防（介護予防）事業」など、高齢者の健康寿命を延ばし、社会参加を促進する取り組みを進めています。

高齢者は、複数の疾患を罹患していることが多く、身体的、精神的又は社会的に脆弱でもあり、多様な課題と不安を抱えやすい傾向にあることから、今後も健診や保健指導など、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を図ります。

（2）生きがいづくりの推進

高齢者が地域社会において自立した生活を送るためには、生活機能の維持のみでは不十分です。社会とつながり、生きがいを持つことが重要です。高齢者がそれぞれの経験や特技を生かせる社会貢献の場、趣味や関心等に応じたシニアクラブ等の交流の

場の充実や、生涯現役社会の実現を目指した就労支援が求められます。そして、高齢者の積極的な社会参加を促進するためには、より快適な地域住民の移動支援サービスの拡充も重要です。

また、高齢者が生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図るとともに、要介護状態となることを可能な限り防ぐ効果が期待されます。

(3) 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていけるような意識啓発が必要です。

国が定めた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせられるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を推進していきます。

支援体制の強化としては、認知症になっても可能な限り地域で生活し続けられるよう、本人や家族を支える「地域の担い手」を育成するとともに、「認知症カフェ」などを通じた心の支援をはじめ、引き続き認知症サポーターの養成や介護予防事業での認知症対策メニューの充実等に取り組みます。

また、第7期計画期間において設置された成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成のための取組を継続し、第6期計画以降に設置された認知症初期集中支援チームの活動内容評価と、課題の抽出をすることで、新たな施策検討を進めます。

(4) 多職種連携の推進

要介護者の多くは医療や介護を必要としている状態にあり、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けるためには、日常的に利用する介護サービスに加え、訪問による診察や治療・処置、病気の急変時にも対応できる在宅医療との連携が必要です。

自らが望む人生の最終段階の医療・ケアについて、家族やかかりつけ医、ケアマネージャーなどと日頃から話し合う「人生会議（ACP）」を広く市民に周知・啓発することにより、医療や介護関係者をはじめ多職種の連携を一層推進していきます。

(5) 介護保険事業の適正な運営

高齢者が安心して人生の最期まで住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険事業が持続的に安定して運営されていなければなりません。今後も、介護保険適正

化計画に基づき、保険者としての機能を発揮していきます。

また、感染症の流行や豪雨などの災害時における介護サービス継続のための体制整備の検討を進めます。

3 施策体系（案）

これまで掲げてきた施策体系を継承することを想定しています。



